清掃活動における注意点

日頃より清掃活動をご計画いただき、誠にありがとうございます。

清掃活動によって生じるごみについて、いくつかご注意いただきたい点がありますので、下記の事項を十分ご確認いただきますようお願いします。

◆この制度によって収集できるごみは、原則として沼津市の家庭ごみとして収集できるものに限ります。詳しくは、下の表をご覧ください。

◆ごみの収集まで、数日お時間をいただく場合があります。

◆この制度で収集できないタイヤ、漁具などの不法投棄物や流木は、その場から動かさずに、投棄されている土地、施設等の管理者に連絡し、対応を依頼してください。

	収集できるごみ	収集できないごみ
家庭ごみとして収集できるごみ	・一辺が概ね１ｍ以内のもの ・指定袋に入れて排出ください。（袋に入らないものはそのまま） ・ごみは計画書の区分に従って、分別してください	
剪定枝等	・直径５ｃｍ、長さ５０ｃｍ程度までの少量のもの ・片手で持てる程度の量ごと、ひもで束ねるか、指定袋に入れる	・左記を超える大きさのもの ・大量のもの
家電製品	・右記以外の家庭のもの ・一辺が概ね１ｍ以内で、１人で持ち運ぶことができるもの	・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機 ・パソコン、ディスプレイ ・業務用の電気製品
危険物・処理困難物	・この制度では収集できません	・薬品等、処理が困難なもの ・ガスボンベ等、爆発の恐れがあるもの
産業廃棄物	・この制度では収集できません	・漁具用浮き、農業資材 ・ブロック、レンガ、コンクリート片 ・タイヤ、建築資材